

## 所得控除

| 種類                                   | 控除額  |                        |     |
|--------------------------------------|--|------------------------|-----|
| 雑損控除                                 | (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうち、いずれか多い方の金額  |                        |     |
| 医療費控除                                | 医療費の実質負担額-(10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円<br>医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)<br>●特定一般用医薬品等購入費-1万2千円 ※限度額8万8千円<br>[医療費控除]か[医療費控除の特例]はいずれかの選択適用   |                        |     |
| 社会保険料控除                              | 支払金額=控除額   |                        |     |
| 小規模企業共済等掛金控除                         | 支払金額=控除額   |                        |     |
| 生命保険料控除                              | 生命保険種類別の控除額は、下表より新旧毎の控除額を算出し合計した金額。ただし種類別の上限額は、28,000円(旧のみ場合は35,000円)<br>生命保険料控除額は、上記種類別の控除額の合計(ただし上限額は70,000円)  |                        |     |
| 生命保険料控除                              | 支払金額   | 控除額                    |     |
|                                      | 12,000円以下  | 全額                     |     |
|                                      | 12,000円超、32,000円以下   | 支払金額の1/2+ 6,000円       |     |
|                                      | 32,000円超、56,000円以下   | 支払金額の1/4+ 14,000円      |     |
| 新契約                                  | 56,000円超   | 28,000円                |     |
|                                      | 15,000円以下  | 全額                     |     |
|                                      | 15,000円超、40,000円以下   | 支払金額の1/2+ 7,500円       |     |
|                                      | 40,000円超、70,000円以下   | 支払金額の1/4+ 17,500円      |     |
| 旧契約                                  | 70,000円超   | 35,000円                |     |
|                                      | 70,000円超   | 35,000円                |     |
| 地震保険料控除                              | 地震保険料  | 支払金額の1/2(控除限度額25,000円) |     |
|                                      | 旧長期損害保険料   | 支払金額                   | 控除額 |
|                                      | 5,000円以下のとき  | 全額                     |     |
|                                      | 5,000円超、15,000円以下のとき   | 支払金額の1/2+2,500円        |     |
| 15,000円超のとき                          | 10,000円  |                        |     |
| 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、控除限度額は25,000円 |  |                        |     |
| 障害者控除                                | 障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……………26万円<br>ただし特別障害者については……………30万円<br>また同居特別障害者については……………53万円<br>令和7年12月31日時点において65歳以上の方で要介護の認定を受けている方は障害者控除認定書の提出により障害者控除の適用を受けられる場合があります(要支援は除く。) |                        |     |
| 寡婦控除                                 | 納税義務者が寡婦である場合には……………26万円   |                        |     |
| ひとり親控除                               | 納税義務者がひとり親である場合には……………30万円<br>※ 従来の特別寡婦・寡夫控除はひとり親控除に改組されました。   |                        |     |
| 勤労学生控除                               | 納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円   |                        |     |

| 配偶者控除・扶養控除   |   | 納税義務者と生計を一にする配偶者・扶養親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の場合に控除ができます。 |                    |
|--|---|--|--------------------|
| 扶養控除名称   | 扶養親族のうち平成22年1月1日以前生まれの人で下記に該当しない人                             | 控除額  |                    |
| 一般扶養親族(16歳以上で下記を除く)  | 扶養親族のうち平成22年1月1日以前生まれの人で下記に該当しない人                             | 33万円   |                    |
| 特定扶養親族(19歳から22歳)   | 扶養親族のうち平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人                         | 45万円   |                    |
| 老人扶養親族(70歳以上)  | 昭和31年1月1日以前生まれの人  | 38万円   |                    |
| 同居老親等  | 老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居を常としている人         | 45万円   |                    |
| 年少扶養親族(16歳未満)  | 平成22年1月2日以降生まれの方については、控除額はありませんが、住民税の非課税判定等においては扶養親族の数に算入します。 |  |                    |
| 控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額   |   | 900万円以下  | 900万円超 950万円以下     |
| 一般   |   | 33万円   | 22万円               |
| 老人(70歳以上) 昭和31年1月1日以前生まれの人   |   | 38万円   | 26万円               |
| ※ 納税義務者の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はうけられませんが、配偶者が障害者控除の要件に該当する場合は、障害者控除(扶養)については適用できます。 |   |  |                    |
| 配偶者控除  |   | 控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額                                 |                    |
| 配偶者の合計所得金額   |   | 900万円以下  | 900万円超 950万円以下     |
| 58万円超 100万円以下  |   | 33万円   | 22万円               |
| 100万円超 105万円以下   |   | 31万円   | 21万円               |
| 105万円超 110万円以下   |   | 26万円   | 18万円               |
| 110万円超 115万円以下   |   | 21万円   | 14万円               |
| 115万円超 120万円以下   |   | 16万円   | 11万円               |
| 120万円超 125万円以下   |   | 11万円   | 8万円                |
| 125万円超 130万円以下   |   | 6万円  | 4万円                |
| 130万円超 133万円以下   |   | 3万円  | 2万円                |
| 133万円超   |   | 0円   | 0円                 |
| ※ 配偶者の合計所得が58万円以下の場合には、この配偶者特別控除の適用を受けることができません。                                       |   |  |                    |
| ※ 生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用できます。          |   |  |                    |
| 基礎控除   |   | 本人の合計所得  |                    |
| 本人の合計所得  |   | 2,400万円以下  | 2,400万円超 2,450万円以下 |
| 控除額  |   | 43万円   | 29万円               |
|  |   |  | 2,450万円超 2,500万円以下 |
|  |   |  | 25万円               |
|  |   |  | 0円                 |

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は所得税と原則として同額ですが、その他の控除額は住民の皆様に地域社会の費用を広くご負担いただくため所得税の控除額より低い金額となっています。

| 特定親族の合計所得金額    | 控除額  |
|----------------|------|
| 58万円超 95万円以下   | 45万円 |
| 95万円超 100万円以下  | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円  |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円  |

※ 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

## 税額控除

**配当控除** 総合課税を選択した配当所得があるときは、一定の計算により所得割額から差し引きします。

**住宅借入金等特別税額控除** 平成21年~令和7年12月までに入居し、前年の所得税の住宅ローン控除の適用をうけている人は所得税から引ききれなかった額か、所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-480,000円)の100分の5(上限97,500円)のいずれか少ない方の額を所得割額から控除できます(市民税3/5、県民税2/5)。ただし、平成26年4月から令和4年12月の間に入居した方のうち、住宅の取得等で一定の要件を満たす場合は、100分の5は100分の7に、97,500円は136,500円になります。

**寄附金税額控除** 控除対象寄附金は、都道府県・市区町村への寄附金、住所地の道府県共同募金会および住所地の日本赤十字社支部への寄附金と、住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金で、総所得金額等の30%を限度とします。

**寄附金税額控除額の計算方法**

控除額=①基本控除額+②特例控除額

①基本控除額 (控除対象寄附金額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×10%(市民税6%、県民税4%)

②特例控除額 … 都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと寄附金)の場合に限り、基本控除額に加算…(所得割の20%を限度)(都道府県・市区町村への寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021)×特例控除割合

※ 総所得金額等の30%上限は基本控除額のみ適用し、所得割の20%上限は特例控除額のみ適用

※ 特例控除割合とは、市民税3/5、県民税2/5

※ 限界税率とは、所得税の計算の際に適用される税率のことで、課税所得金額により5~45%と異なります。

※ 所得税の限界税率の算定方法 課税所得金額-人的控除調整額-(所得税の基礎控除額-480,000円)

● 市県民税には、政党等寄附金特別控除の制度はありません。

## 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

| 区分              | 市民税 | 県民税 |
|-----------------|-----|-----|
| 配当割額又は株式等譲渡所得割額 | 3/5 | 2/5 |

5%の税率で特別徴収された特定配当等の額及び特定株式等譲渡金額については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告した場合は、所得金額については、課税所得に算入され、特別徴収されている配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額が所得割額から控除されます(控除しきれない額がある場合は均等割額に充当し、充当できなかった額は還付します。)

※ 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方法の選択が可能とされていましたが、令和6年度から課税方式が所得税と統一され、異なる課税方法を選択できなくなっています。

## 減免

納税義務者が災害にあたり、生活保護法による扶助を受けているなど特別な事情により、市県民税・森林環境税の納税が困難となった場合には、申請により市県民税・森林環境税が減免されることがあります。減免対象額は原則申請時に納期限が到来していない税額です。

## Q&A 質問にお答えします。

### 今年亡くなられた人の市県民税・森林環境税は

**Q** 私の夫は、今年2月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対しても市県民税・森林環境税は課税されるのでしょうか。

**A** 市県民税・森林環境税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対してその所在地の市町村が課税することになっています。したがって、令和8年1月2日以降に死亡された人に対しては、令和8年度の市県民税・森林環境税が課税されることとなり、相続人の方に納税通知書が送付されます。

### 退職した翌年にも市県民税の納税通知書が届きましたが

**Q** 私は、昨年9月に退職し現在無職です。退職時に退職金から市県民税を天引きされましたが、今年の6月に納税通知書が送られてきました。何かのまちがいはないのでしょうか。

**A** 退職時に支払われた市県民税は、退職金に対するものです。退職所得以外の所得に対する市県民税はその翌年に課税されることになります。したがって、あなたの場合、前年の1月から9月までの給与などの所得に対する市県民税の納税通知書が送られてきたもので、まちがいはありません。

## 申告はお済みですか？

所得税の確定申告書の提出を免除された方のうち、医療費控除や生命保険料控除等の各種所得控除のある方は、市県民税の申告書を市民税課に提出していただくことになります。

市県民税・森林環境税の納付方法は…

**1 口座振替**  
お申し込みは、金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の窓口をお願いします。

- 預金通帳
- 金融機関へのお届け印
- 通知書番号の分かるもの(納税通知書など)

**2 全国の金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)**  
● 納付ができる金融機関は、納付書裏面と下記のQRをご確認ください。  
● ゆうちょ銀行(郵便局)での納付は、納期限内の納付に限りです。

**3 コンビニエンスストア**  
● 納付ができるコンビニエンスストア(コンビニ)は、納付書裏面をご覧ください。  
● 全期一括分の納付ができるのは、使用期限までです。  
● コンビニで納付した場合、領収印が押された領収証書を必ずお受け取りください。

**4 スマホ決済(バーコード読み取り)**  
納付ができるスマホ決済アプリは納付書裏面をご覧ください。

**5 地方税統一QRに対応する納付方法**  
● 地方税お支払サイト(令和8年9月にeLお支払サイトに名称変更)：右記のQRからアクセスできます。  
● 全国の地方税統一QR対応金融機関：納付書裏面のQRからご確認ください。  
● スマホ決済(QR読み取り)：対応アプリは納付書裏面のQRからご確認ください。  
● 通信料等は利用者負担です。  
● 決済後は納付書に支払済みであることをメモするなどし、二重払いしないよう気を付けてください。  
● 口座振替を利用中の方は、スマホ決済アプリを利用した納付はできません。

※ バーコードの印字がないもの、バーコードの読み取りができないもの、金額が30万円を超えるもの、金額を訂正したものは、コンビニエンスストア等では納付できません。

# 令和8年度 市県民税・森林環境税のしおり



高知工業高生のご協力によりエコ・パーク宇賀に整備した東屋

コンビニエンスストアやスマホ決済アプリで納付できます。詳しくは裏面をご覧ください。

## 高知市

市民税課 電話:088-823-9421  
高知市ホームページ(<https://www.city.kochi.kochi.jp>)  
⇒「市役所の情報(組織一覧)」⇒「市民税課」